

## 奈良県防災会議運営規程の改正について

### 1 趣旨

災害対策基本法の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うための改正

### 2 内容

#### ○ 災害対策基本法の改正に伴う改正

(第7条1項)

- (1) 第1号「災害に関する情報を収集すること。」を削除
- (2) 第2号「災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、」のうち「災害応急対策及び」の部分削除
- (3) 第3号「関係行政機関の長に対し、」を「関係者に対し、」に、「意見の開陳」を「意見の表明」にそれぞれ修正
- (4) 第6号「奈良県災害対策本部を設置すること。」を削除

#### ○ 県の組織改正に伴う改正

(第9条)

- (1) 「総務部消防防災課」を「総務部知事公室防災統括室」に修正
- (2) 「土木部河川課」を「県土マネジメント部河川課」に修正

### 3 施行期日

奈良県防災会議で承認を得た日



## 奈良県防災会議運営規程

### (趣旨)

第1条 奈良県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）並びに奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例（昭和37年10月奈良県条例第17号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

### (議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決すところによる。

### (会議録)

第4条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

### (代理者)

第5条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

### (副会長)

第6条 防災会議に副会長を置き、副知事の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を助け、法第15条第4項の規定により、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (専決)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについては、専決

することができる。

- (1) 災害が発生した場合における災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
  - (2) 関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力を求めることができること。
  - (3) 市町村防災会議の設置又は不設置に関し、知事に意見を具申すること。
  - (4) 市町村防災会議が作成し、又は修正する市町村防災計画に関し、知事に意見を具申すること。
- 2 会長は、前項の規定により、専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(部会)

第8条 防災会議に、次の各号に掲げる事項を審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

- (1) 防災対策の総合調整に関する事項 総合企画部会
  - (2) 被災者の応急援助等に関する事項 災害救助部会
  - (3) 水防計画の作成に関する事項 水防部会
- 2 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。
- 3 第1項第3号に掲げる水防部会における決議は、これをもって防災会議の決議とする。
- 4 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(庶務)

第9条 防災会議の庶務は、総務部知事公室防災統括室において処理する。

- 2 水防部会の庶務は、県土マネジメント部河川課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。